

今月の内容

- ◆ 労働保険料の口座振替をおススメします
- ◆ 就業規則は『周知』が必要です！



労働保険料の口座振替をおススメします

労働保険料の納付書が納付期限ギリギリに届いて慌てたという経験をお持ちではないでしょうか？
口座振替納付に切り替えることで、このようなことが無くなるとともに、他にも大きなメリットがあります。以下、労働保険料の口座振替についてご紹介します。

(★ 今年 は 2月26日までに手続きが完了すれば、7月の納付に間に合います。)

<口座振替のメリット>

◎ 保険料の引き落としに **最大約2ヵ月** ゆとりができます。

	全期又は第1期	第2期	第3期
通常の納期限	7月10日	10月31日	1月31日
口座振替による納付日	9月6日	11月14日	2月14日
ゆとり日数	58日	14日	14日

- ◎ 保険料納付のために、金融機関の窓口へ行く手間が無くなります。
- ◎ 手数料は無料です。
- ◎ 引き落としの約3週間前にお知らせ（ハガキ）が届きます。
- ◎ 引き落とし後に、引き落とし結果のお知らせ（ハガキ）が届きます。

<口座振替の申込み方法・期限>

- ▼ 申込用紙に必要事項をご記入のうえ、金融機関の窓口にご提出ください。
- ▼ 申込用紙は、厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

厚生労働省 労働保険 口座振替

検索

- ▼ 令和6年度（全期又は第1期）からのお申込みは、**2月26日（月）まで**にご提出ください。
（申込締切日を過ぎて提出された場合は、次の期からの振替となります。）

【令和6年度 各期の申込締切日・口座振替日】

	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
全期 又は 第1期	申込 締切日 2月26日	→						口座振替 納付日 9月6日						
第2期						申込 締切日 8月14日	→		口座振替 納付日 11月14日					
第3期								申込 締切日 10月11日	→				口座振替 納付日 2月14日	

就業規則は「周知」が必要です！

■ 就業規則の周知義務

常時 10 人以上の労働者を雇用する事業所は、就業規則を作成し労働基準監督署に届け出る義務があります。また就業規則は、事業所への備え付けや書面の交付等の方法により労働者に『周知』をすることが、労働基準法で義務づけられています。〔労働基準法 第 89 条、第 106 条〕

■ 就業規則の周知方法

就業規則を周知する具体的方法は以下のとおりです。いずれの方法を採用するかは、各事業所の状況に応じて決めていただいても構いません。

＜就業規則を周知する具体的方法＞

①
労働者が確認しやすい
場所に備え付ける

②
労働者に
書面で交付する

③
社内サーバーや
グループウェア等に
データ保存する

★ポイントは、労働者が就業規則を容易に確認できる状態にしておくことです。

★就業規則を確認できる方法（備え付けている場所や、データの格納場所など）を、労働条件通知書や社内メール等で労働者に知らせてください。

■ 就業規則の周知を行わないと…

就業規則の周知を行っていない場合、

- その就業規則が（労働基準監督署に届け出ていたとしても）無効になることがあります。
- 労働基準監督署からの指導や是正勧告の対象になります。
- 故意に周知していなかったときなどは、罰則（30 万円以下の罰金）が科されることがあります。

* あおぞらスタッフだより *

新年あけましておめでとうございます。

今年は辰年です。十二支の中で辰だけが架空の生き物ですが、中国では縁起のよい生き物とされていることから、選ばれたのかもしれませんが。ちなみに日本や中国以外にも干支があります。今年ですと、アラビアではワ二年、イランではクジラ年だそうです。

